地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

佐賀県人事委員会

委員長　馬　場　昌　平

佐賀県人事委員会規則第四十号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和四十五年佐賀県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（給与条例附則第九項の規定により地域手当の額から減ずる額に関する端数計算）

2　給与条例附則第九項第二号から第四号まで及び第十一項に規定する地域手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該地域手当の月額とする。

附　則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。